平成３０年（フ）第１０３号
群馬県伊勢崎市除ケ町380番地６　グリーンベール除ケ町Ａ２－８
債務者　飯島　茂幸
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５３４号
埼玉県川口市並木３丁目24番17号　ベルトピア西川口701号
債務者　八島　　修
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５４０号
埼玉県上尾市本町４丁目11番６－201号　根貝戸団地、旧住所埼玉県上尾市大字上尾村1335番地58
債務者　横尾　　巌
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５７７号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区28棟307号
債務者　清水　淳子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１５号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目559番地１、旧住所東京都足立区谷中５丁目２番16号　山口ビル403
債務者　西村奈穂子（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２１９号
埼玉県春日部市緑町６丁目15番35号　ジュネパレス春日部第７－202号
債務者　渡邊　　正
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２２８号
埼玉県三郷市鷹野２丁目463番地２　レジデント田中201号
債務者　小松　繁昭
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台２丁目28番地１　グランデュール明和Ａ103
債務者　松下はる美(旧姓寺山・小笠原・松本)
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１３１号
埼玉県行田市大字真名板2050番地１
債務者　菊地　和史
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１５号
千葉県南房総市白子1438番地14
債務者　染谷　　翔
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第８５４号
川崎市中原区下新城１丁目11番17号　フラワーハイツ　101
債務者　武田眞由美
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３５号
川崎市多摩区菅稲田堤３丁目19番24号　サンハイツパートⅡ　101
債務者　榎本　正美
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４６号
川崎市川崎区旭町１丁目12番２－101号　レスポワール
債務者　橋本庸太郎
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５６号
川崎市多摩区菅３丁目８番17号　キャピトルＳ　101
債務者　大井　　学
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５９号
川崎市川崎区田島町２番16号　コーポエンゼル　101
債務者　植木　美恵
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１６６号
川崎市宮前区小台２丁目12番地８　ハルシオンプレイス　Ｆ－303
債務者　南條　有香
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１７５号
川崎市多摩区宿河原６丁目20番20―602号
債務者　春森　満紀
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係